

平成24年(ワ)第49号等 玄海原発差止等請求事件

原告 長谷川照 ほか

被告 九州電力株式会社

国

準備書面74の1

～公共性（総論）～

2020(令和2)年9月25日

佐賀地方裁判所民事部合議2係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 桜島敏雅

弁護士 東島浩幸



外

第1 はじめに

本訴訟は、原告らの人格権に基づき原発の運転差し止めを求めるものであるところ、人格権に基づく差止請求の違法性については、大阪国際空港事件ほかの判例によって、被害や公共性等の諸要素の比較衡量により判断するとの判断枠組みが示されている。

原発は、福島第一原発事故の例に明らかなどおり極めて甚大な被害を引き起こしうる施設であるから、事故を防止するための高度の安全性が担保されていることはもちろん、相当高度の公共性が認められるのでなければ、稼働が正当化されることはないというべきである。

本訴訟ではこれまで、原発の公共性に関し、被告九電から①電力の安定供給、②コスト、③環境保全、④エネルギー安全保障といった観点から主張が行われ、原告らはこれに反論してきた。

このたび提出する準備書面74の2から74の6は、これら諸点に

関する原告らの従前の主張の補充を行うとともに、上記①～④に含まれていないが原発の公共性に関して検討されるべきと考える点について追加主張を行うものである。

第2 準備書面74の2（電力供給について）

原発が電力の安定供給に資するという主張は、被告九電から繰り返し行われてきた主張である。これに対して原告らは、その時々の電力需給状況を明らかにし、反論をしてきたところである。

本書面では、あらためて原発がなくとも電力需要が賄えているという現状を指摘するとともに、福島第一原発事故後に大きく変化した再生可能エネルギーの普及・導入状況を、国内外及び九電管内それぞれについて詳論し、もって電力の安定供給のために原発が必要であるとの九電の主張に対する反論を行うものである。

第3 準備書面74の3（コスト論について）

原発が発電コストの点において他の発電方法に比べて優位にあるどころか、むしろ大幅に高くつくものであることは、福島第一原発事故の後に、安全対策費用の見直しやバックエンド対策の見直しなどが数次にわたり行われてきたことで、ますます明らかとなってきた。原告らは準備書面25、45においてこれまでのコストの見直しの過程を詳述して原発の高コストの実態を明らかにした。

このたびの準備書面74の3では、準備書面45提出以降の原発のコストを巡る研究成果等を紹介し、これまでのコストに関する原告らの主張を補充する。

第4 準備書面74の4（バックエンドの社会的負担について）

原発には、使用済み燃料その他の放射性廃棄物の処分や廃炉といった、他の発電方法とは大きく異なるバックエンドの問題がある。原発のバックエンドは、人体や環境に対して著しい悪影響を及ぼしかねない危険が存在し、社会に負担を強いいるという「負の公共性」ともいるべき問題を孕んでいるため、この点も公共性の議論において検討されるべきである。

原発の通常運転において生じるバックエンドの社会的負担については原告ら準備書面 16 の 5 において詳論したが、準備書面 74 の 4 では、これに加えて、原発事故の処理に際して生じる社会的負担（原告らとしては、これは広義のバックエンドと理解する）が、到底我々の社会が受容できないものであることを論じる。

第 5 準備書面 74 の 5 (原発輸出について)

福島第一原発事故以前から、国内の原発プラントメーカーによる輸出は我が国の中重要な経済戦略と位置付けられ、福島第一原発事故を経験したにもかかわらず、ときの政権によって、その方針がなおも追求されてきた。安全対策その他の観点から原発の再稼働に慎重な世論が多数を占めるにもかかわらず再稼働が強行されてきた理由として、原発輸出を実現するための技術力維持の要請があるといわれている。

このような国民経済政策の観点から原発が必要という議論があるとすれば、それは広義の公共性に関する議論といえる。

本書面では、原発輸出を巡るこれまでの事実経過を詳しく適示し、もはや原発輸出が政策として終焉していること、すなわち原発輸出のための国内の原発の稼働には完全に公共性が存在しないことを論じる。

第6 準備書面74の6（原発と気候変動対策について）

被告九電からは、原発は発電過程でCO₂をほとんど排出せず、環境負荷が低い旨の主張がされている。

しかし、原発は、稼働以外の局面やシステム上併用が避けられない火力発電によるCO₂排出を含めると、他の発電方法と比べて環境負荷が低いとはいえないし、それどころか、放射性廃棄物等の極めて有害な物質を環境中に放出するという点で、むしろ環境負荷の高い発電方法である。さらに、原発が、現在世界的潮流となっている再生可能エネルギーへの発電方法のシフトを阻む存在となっていることが、この間の出力調整等の措置からも明らかとなっているのである。

本書面は、これら諸点を指摘して、被告九電の上記主張がまったく事実に反するものであることを論じる。

以上